

最高裁秘書第68号

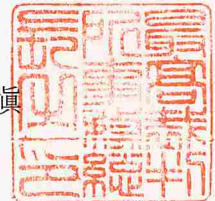
令和2年1月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書不開示通知書

令和元年12月23日付け（同月24日受付，第014570号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生の選択型実務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について（司法研修所事務局長の通知）（72期司法修習に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。